

高齢者虐待防止のための指針

合同会社えん

訪問看護ステーションえん

1, 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の防止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し、福祉の増進に努めます。事業所における高齢者虐待を防止するために職員への研修を実施します。

2, 虐待の定義

虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること（蹴る、殴る、食べられないものを食べさせる、紐で縛る等）

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、また利用者にわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを観るように強いること、裸の写真を撮る等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(言葉による脅迫、心を傷つける、成人利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する等)

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または放置、前(3)に挙げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定として放置する、失禁していても衣類等を交換しない、栄養不良を放置する、無視する、拒絶的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3, 高齢者虐待防止委員会の設置及び事業所内の組織に関する事項

虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に高齢者虐待防止委員会（以下「委員会」とする）を設置するとともに虐待防止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「高齢者虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の構成委員は職員全員とする。
- (3) 委員会は年1回以上開催する。
- (4) 委員会の審議事項
 - 1) 基本理念、行動規範等職員への周知に関すること。
 - 2) 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - 3) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
 - 4) 虐待が発生した場合の対応に関すること。
 - 5) 虐待発見時の対応に関すること。
 - 6) 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関すること。
 - 7) その他人権侵害、虐待防止に関すること。
- (5) 高齢者虐待防止担当者は事業所管理者とします。

4, 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施（対象者がいる場合）
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び記録・保管

5, 高齢者虐待等の早期発見への対応方法に関する基本方針

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者への報告が重要です。

利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の

早期発見に努めます

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。

客観的に事実確認し、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何にかかわらず厳正に対処します。

緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察棟の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- (2) 受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

7. 虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合、本指針に従って対応します。相談対応窓口は高齢者虐待防止担当者としします。
- (2) 虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し速やかな解決に繋げるように努めます。
- (3) 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるように促します。
- (4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し事実関係を確認し関係機関に通報します。

8. 当指針の閲覧について

当指針は利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにし、ホームページ上にも公表します。

付則

本指針は令和6年3月15日より施行する。